

長岡京市議会
議員政策研究会
庁舎等再整備研究分科会

調査研究報告書

平成29年8月18日

1 調査研究項目及び手法

(1) 調査研究項目

市庁舎等再整備に向けた調査研究

(2) 調査研究項目の具体的内容

現市庁舎は、建築後50年余りを経過し建物の老朽化と市民をはじめ来庁者への利便性や快適性等の支障が生じており、災害時に市民の生命財産を守る防災・災害対策拠点としての機能も十分ではない。

このような状況の下で、平成29年4月に長岡京市庁舎等再整備基本構想が策定された。本分科会は新庁舎等再整備の計画に向けて、今後の市役所に望まれる庁舎機能とあり方について調査研究及び意見交換を行い、本市議会からの提言をまとめたものである。

(3) 研究手法

① 意見交換会

庁舎等再整備の計画に向け、新庁舎に求められる機能等について委員間で意見交換を行った。

② 実態調査

「長岡京市庁舎等再整備基本構想」等を踏まえ現庁舎の課題や新庁舎等のあり方及び基本計画策定の進捗状況について調査を行った。

③ 先進地事例調査

近年整備された自治体の庁舎の先進的な機能や設備等の事例について調査を行ったのち、滋賀県長浜市の庁舎再整備の取り組みを視察した。

④ 新庁舎等整備基本計画に向けた提言（案）の作成

調査や委員間での意見交換を踏まえ、提言案を作成した。

⑤ 最終報告書の作成

これまでの分科会での調査結果や議論を踏まえて、最終報告書を作成した。

2 委員名簿

議員政策研究会	庁舎等再整備研究分科会
分科会会長	三木常照
分科会副会長	八木浩
委員	富田達也
委員	小原明大

委	員	大	伴	雅	章
委	員	近	藤	麻	衣子
委	員	田	村	直	義
委	員	武	山	彩	子
委	員	住	田	初	恵
委	員	福	島	和	人
委	員	浜	野	利	夫

3 調査研究の実施経過

1	平成29年3月22日	・分科会正副会長の互選について ・今後の議論の進め方について
2	平成29年4月11日	・調査研究範囲について ・今後の議論の進め方について
3	平成29年4月27日	・現庁舎の現状と課題、再整備の必要性（市庁舎等再整備基本構想）について（調査）
4	平成29年5月18日	・新庁舎における議事堂について（意見交換）
5	平成29年6月5日	・新庁舎における議事堂について（意見交換）
6	平成29年6月21日	・市庁舎等再整備基本計画について（調査）
7	平成29年7月6日	・滋賀県長浜市役所新庁舎について行政視察
8	平成29年7月20日	・提言案について意見交換
9	平成29年7月31日	・提言案・報告書案について（意見交換）
10	平成29年8月10日	・提言案・報告書案について（意見交換）
11	平成29年8月18日	・提言案・報告書案について（意見交換）

4 調査研究のまとめ

本分科会では、平成29年3月から11回にわたって会議を開催し、長岡京市庁舎等再整備基本構想などを踏まえて、現庁舎の現状と課題を把握し、新たな庁舎整備に向けて意見交換を重ねてきた。

また、滋賀県長浜市への先進地視察調査をはじめ、全国的に自治体庁舎建設の事例研究も行い、議論を深めてきた。

これらの調査研究を経て、別紙「長岡京市庁舎等再整備に向けた提言（案）」を取りまとめたので報告する。

5 各項目の検討で出された意見・要望

提言（案）の作成に伴い、それぞれの項目について、次のとおり分科会委員より意見・要望があったので、今後の本議会内での庁舎等再整備にかかる議論に活用されたい。

■行政サービスを安心して受けられる市庁舎

〔各委員の意見〕 ※各委員に複数意見があるため、委員ごとに----で区切って示す。

- ・ ワンストップサービスを実現するには、市民対応ができる課が集まっている必要がある。
- ・ オープンフロアもいいが、プライバシーの確保が必要な所については、しっかりパーテーションしていかなければならない。

-
- ・ 職員の執務や窓口対応と、職員が休憩するスペース、市民の利用する区域とをそれぞれきっちり分ける。
 - ・ 市庁舎へすべての市民がアクセスできるよう、市域全体から市庁舎への公共交通機関等の整備に努められたい。
 - ・ 市庁舎にはWi-Fi環境など、来庁者へのインターネット環境の確保に努められたい。
 - ・ 閉庁日における市民サービスについて、わかりやすく利用しやすい環境を整備されたい。

-
- ・ わかりやすい案内、窓口は必須だが、視察先で拝見したようなフロア、課の色分けや多方向からわかる表示等、迷わない配慮は優しいと思う。
 - ・ 完全分煙、授乳室、おむつ替えスペース、段差ゼロ、等の世間で当たり前となってきた部分は確保できること、相談スペースへの配慮（オープンすぎないよう）。

-
- ・ 案内は大きく見やすくし、一般市民がよく利用する市民課、税務課などは1階フロアに、更に言えばでき得る限りワンストップサービスが可能となるような機能が必要。
 - ・ バリアフリーは当然。
 - ・ プライバシー保護の観点からは、別室で相談を受けるとか、他の市民に誰か分からぬようすりガラスの衝立などの配慮が必要。
 - ・ 食堂は市民が利用しやすくできる広報、工夫が必要。

-
- ・ 視覚・聴覚にハンディキャップのある人向けの案内。
 - ・ ワンストップサービス窓口と相談室の確保で子育て・発達・教育支援、生活困窮者支援、高齢者支援など、担当課同士の横断的な連携が円滑になる構造。
 - ・ あらゆる障がいへの合理的配慮がされている庁舎。待ち合わせや順番待ちの人が立ちっぱなしにならない空間。
 - ・ 小さな子どもと一緒に来庁した際に落ち着いて行政手続きや相談ができるよう、授乳スペースや乳幼児のプレイスペースなどの設置。

-
- ・ 市民の窓口になる課はオープンカウンターに。
 - ・ 関連する課はひとかたまりに。
 - ・ プライバシー保護のために複数の相談室の設置を。
 - ・ 車いすの人にも対応できる通路・カウンターに。
 - ・ 目の悪い人にもわかりやすい案内を。
 - ・ ライフラインは二重に（電気とガスでの対応ができる）。
 - ・ 全面ガラス張りにすると掃除にコストがかかる。
 - ・ エレベーターも障がいのある方に配慮したものに。
 - ・ 窓口機能は名前を呼ぶのではなく、番号で。
 - ・ 案内は横から見てもわかるように。
 - ・ 露骨な案内は避ける。
 - ・ 順番を待つスペースにはゆったりと座れる椅子を。

-
- ・ 分かりやすい案内、窓口機能、来庁者の利便性、バリアフリー、プライバシー保護、食堂などを整備する。

-
- ・ ユニバーサルデザインに配慮した整備。

-
- ・ この内容を検討する前提として、6月議会での市長答弁と議員政策研究会庁舎等再整備研究分科会での理事者側からの報告・説明の確認が必要である。「基本構想」から「基本計画」に移行したようだが、基本構想のどこをベースに基本計画ではどこまでのものになるのか、明確でない。

「構想段階」で福祉事務所の新庁舎への移転や場所は別として産業文化会館の移転などが出され、具体的検討として「保健センター」という固有名詞がでたが、業務上必要な施設や現状で敷地的関わりもある「社会福祉協議会」「シルバー人材センター」「商工会事務所」など、新庁舎に取り込む直営で業務上必要な施設や関連施設をどの範囲で基本計画への策定を検討しているかどうか、庁舎建設に影響すると考える。

また、構想段階では、開田保育所跡地を民間に「定期借地で貸し出す」と変更したものの、議会答弁でも広報でも「検討中であり、公的活用も選択肢」との流動性もあり、この開田保育所跡地活用によって、新庁舎全体も、パブリックスペースの活用も大きく変わり得るので、基本的なパイの方向性を基に、新庁舎全体とパブリックスペースは、検討すべきである。

以前に、阿南市と長浜市の新庁舎を視察したが、どちらも省エネ対応重視で国の補助も受けているようだ。基本計画に移行する段階では、直營業務施設や関連業務施設、開田保育所跡地、パブリックスペースでの計画も含めて、パートごとの建設費概算もセットで検討すべきである。

以上の前提確認によって、かなり変わり得るが、

- ・ 直營業務・関連業務も含めて、市民生活に必要な業務施設を新庁舎に取り入れるべきである。

- ・ 市民のプライバシー保護のため、相談や対応が安心の窓口とワンストップサービスが可能な部署配置を行うべきである。待合スペースなどは必要ながら、広すぎる空間はつくらず、庁舎はコンパクトな設計で、パブリックスペースと開田保育所跡地の公共的活用施設とする。
- ・ 建設費のパートごとの概算を示しながらの検討開始を公表しながら建設費確保の見通しの確実性が必要である。（基金・財調・補助・市債）
- ・ 各種地元業者育成とまちおこしの視点から、契約を一括か分離分割かも含めて、スタートからオープンで公正・透明性のある地元業者が理解納得できる契約方法に向けての検討が必要と考える。

■協働・交流拠点となる市庁舎

〔各委員の意見〕 ※各委員に複数意見があるため、委員ごとに----で区切って示す。

- ・ 交流スペースとして「空間」を確保するだけでなく、その空間をどのように活かすかをまず考えるべき。
- ・ 産業文化会館が併設されるのであれば、多目的スペースはコワーキング的要素が含まれたスペースとすることも検討されたい。

-
- ・ 情報公開コーナー・広聴コーナー（パブリックコメント等の市政情報発信含め）の充実をはかる。
 - ・ 市民の交流を促進する機能については、主として産業文化会館機能部分で展開することとし、一般的な庁舎機能に重複して設けることは避けられたい。

-
- ・ 明るく開放感のある庁舎に。
 - ・ 庁舎内、外に交流空間が確保できることが望ましい。（展示、物品販売、フリーマーケット等）
 - ・ 駐車場は駐車台数が多いほうが良いが、現在の駐車しにくい、幅が狭いということにならないような工夫が必要。

-
- ・ 市庁舎に来訪される市民は何らかの諸手続き・相談などの必要に迫られているので、職員対応も懇懇無礼ではなく、市民に寄り添う姿勢が必要。上でも述べとおりオープンスペース、交流空間を有することによって、にぎわいは生まれる。
 - ・ 情報発信は現庁舎でもあるが、ただ掲示物だけでなく、何でも相談コーナーのような専属の部署があれば市民の不安感も軽減される。

-
- ・ 自治振興課や文化・スポーツ振興室など関係団体が来庁する機会の多い部署の打ち合わせスペースを十分に確保する。
 - ・ 「ほっこりんぐ」の充実が図れるスペースを確保する。
 - ・ どの入り口にも駐輪スペースを十分に確保する。

- ・ 地下に駐車場を設け広場空間を十分にとる。
- ・ 行政手続きや相談業務など市民に直接かかわる市役所機能を最優先とし、市民にも職員にも利便性・効率性の高い空間にする。市民サービス向上のために、就労支援など種々の支援事業に必要な機能を庁舎と併設することは有効かと思うが、庁舎を交流拠点にしても、頻繁にイベントが行われるとは考えにくく、市民の来庁目的にさほど必要のない付加価値的な空間が広くなれば広がるほど、利便性や効率性との矛盾が出てくるのではないか。産業文化会館の代替となる交流拠点空間は開田保育所あと地を活用するなど、庁舎とは切り離して設置すべきと考える。

-
- ・ ホット一息つける空間とくつろげる椅子などの設置。
 - ・ 車いす専用の駐車場は庁舎近くに屋根付きで。
 - ・ 障がい者施設の食品・商品が販売できるスペースを。
 - ・ 市の情報がわかるテレビの設置。

-
- ・ 市民協働のためのスペース、市民広場等交流空間、駐車場、情報発信・提供など。

-
- ・ 開かれたパブリックスペースの充実。
 - ・ プライバシーの確保。
 - ・ 建物構造の検討のなかで、地下空間が必然的に生じるならば、建設コストの増加と効果を十分に検証したうえで、地下駐車場の設置・活用も検討されたい。

-
- ・ 「福祉の増進」との自治体の目的に沿った市民対応（相談）する職員研修を重視すること。
 - ・ 庁舎は機能的・効率的とし、パブリックスペースと開田保育所跡地に子どもから高齢者まで集える竹林公園と歴史資料館（経費試算によっては駐車場を立体か地下）を設置すること。
 - ・ 3つのスペース（庁舎本体・パブリックスペース・開田保育所跡地）の活用についての分科会での調査検討が行われたとは言えない段階での「まとめ」なので、本来的に無理がある。

■環境との共生と経済性が両立する市庁舎

〔各委員の意見〕 ※各委員に複数意見があるため、委員ごとに----で区切って示す。

- ・ 本市は環境の都を目指しているということで、市民と協働で創りあげられるものが必要だと思う。(例：市民が使用できる屋上農園や、ラコリーナ近江八幡のような屋根等)
- ・ パーテーション等の可動性の可否や、ICT環境等の将来の変化に対応できるもの。

- ・ 地下水熱ヒートポンプなど、本市の特徴とマッチした環境配慮を行う。意匠よりもメンテナンスしやすさを優先する。
- ・ 行政資料が効率的に保存・活用できる施設を確保する。
- ・ 施設の共用・多目的利用を可能な限り積極的に検討されたい。

-
- ・ 太陽光パネル。
 - ・ 庇の形や遮熱、窓際冷氣遮断などの工夫も必要と考える。
 - ・ 市民のニーズや新制度等にもなう窓口や相談所等、柔軟に変更、増設できる構造が理想。フロアにある程度のゆとりが必要ではないか。

-
- ・ 太陽光発電・雨水利用（地下水）。

-
- ・ ランニングコストが軽減される工夫。例のように自然エネルギー、省エネルギーを活用できる観点が必要。
 - ・ 空調、照明等を考慮する必要。
 - ・ 会議室など固定的ではなく、臨機応変にスペースを変えられ大きな会議室を例えば2部屋、3部屋にすることが可能となる造りが必要。

-
- ・ 広場空間に最大限緑地を設ける。
 - ・ 建設費や維持管理費とのバランスも考慮しながら最大限省エネにつながる構造・資材・設備にする。（例：できる限り空調をつかわなくて済むような自然換気のできる構造や設備。全館LED化。可能な範囲での太陽光エネルギーの活用。雨水貯水タンク。）
 - ・ パーテーションによる空間分けと、組織体制の変化に対応できる構造。

-
- ・ 太陽光発電と蓄電設備。
 - ・ 掃除などの維持管理に費用が掛からないように。
 - ・ 普段は会議室で、何にでも対応できる広さの部屋の確保。

-
- ・ 自然エネルギー、省エネルギーなど。
 - ・ フロア活用、維持管理、修繕などに配慮した整備を。

-
- ・ 自然・省エネルギーはもとより、災害時の自家発電設備の強化、地下水・雨水の活用。
 - ・ フロア活用が可能な整備。

-
- ・ 必要な施設配置を機能的に行い、無駄なくメンテナンスも考慮した建設計画が必要。
 - ・ 転用可能な構造の設計（フロア通しスペースなど）が必要。

■長岡京らしい景観に配慮した市庁舎

〔各委員の意見〕 ※各委員に複数意見があるため、委員ごとに----で区切って示す。

- ・ 景観計画と整合性のとれたもの。

- ・ 建設コストやメンテナンスで不利にならないことを条件にする。

- ・ 竹や地場木材を取り入れ、本市の歴史を反映させたイメージ、市のシンボルにふさわしいデザインを希望。

- ・ 外観は、「竹」のイメージにする。
- ・ 市民ひろばに、シンボルとなる「からくり時計」の設置（見て楽しむ、人が集まる）。

- ・ 外観デザインは長岡京市のカラー（緑と歴史）が出せるものを採り入れ、外装材についてはコストを考慮。
- ・ 外構にはできるだけ、自然物を活用。

- ・ 竹を植えるか竹材を活用する。庁舎周辺の建造物と比べて立派すぎないようにする。

- ・ 落ち着いた色調・デザインを。

- ・ 庁舎の外観デザイン、外構計画、外装材などを景観に配慮し長岡京らしいものとする。

- ・ 西山天王山の眺望が眺められる屋上庭園。

- ・ 直接業務施設とシルバー人材センターや社会福祉協議会や乙訓休日診療所など関連業務施設などを、どこまで庁舎内に取り入れるかを調査検討し、それによって地下駐車場や立体駐車場の検討も必要になる。さらにこれらを通して、建設費概算の計算根拠による調査検討は全くできていないため、建設費のオープンでの検討の重視も示唆すべきである。

■安心・安全を守る市庁舎

〔各委員の意見〕 ※各委員に複数意見があるため、委員ごとに----で区切って示す。

- ・ 耐震性はもちろんの事、避難時の動線の確保、災害時対応可能な庁舎機能の確保など

- ・ DV ケースなどを想定した秘密性の高い相談室等の設置を、新庁舎か別の場所かに検討する（現女性交流支援センターのあり方協議を含めて）。

- ・ 災害時、市民に正しい情報を提供できるような市内の管理体制、システムを整えておく。

-
- ・ 免震か制震（経費を見比べて判断）。
-

- ・ 庁舎の耐震性は勿論のこと、災害時の防災拠点として機能が必要であり、避難場所としても一定のスペースは確保の必要がある。
 - ・ 災害時には地域で指定されている避難場所が優先されるべきであるが、とりあえず市役所にたどり着けば、命は助かるとの安心感を市民に持ってもらう認識を双方で共有することが肝要。
-

- ・ 災害時の防災・減災・機動性を確保するためにできる限り高層化しない。
 - ・ 蓄電機能を十分に確保する。
 - ・ 万が一庁舎が避難場所となる場合の最大受け入れ人数を定めて諸整備を行う。
 - ・ 災害対策本部の機動性と同時に避難者にできる限りストレスのかからない空間を確保する。
-

- ・ 耐震性については、地盤を調査し、どの方法が耐震性がよく、コストも低く抑えられるか研究を。
 - ・ 災害時の対策本部となり、避難場所ともなるので備蓄物資の保管も必要。
-

- ・ 庁舎の耐震性、防災・防犯・災害時の対策（本部）、避難場所、備蓄物資を整備する。
-

- ・ 耐震構造、制振構造、免震構造の採用（駐車場不足を補うために免震構造を活用した地下駐車場）
-

- ・ バリアフリーと低層階にワンストップ機能の配置。
- ・ 災害時のセンター的役割は、市民の安心安全に重要なことだが、むしろ日常的に、暮らしや健康を守り、暮らしの相談ができる庁舎とすべきである。

■市民に開かれた議会の実現

※議会エリアについては、5月18日に正副会長案に対して意見交換を行ったため、その時点の正副会長案を文頭に示す。

（1）については、各委員に複数意見があるため、委員ごとに----で区切って示す。

（2）以降は、各委員の意見が1問に対し、1つだったため、-----では区切らず、列挙する。

（1） 各室の方針全体について

- ・ 今、決めなければならないのは面積なので、そのことを優先すべきと考える。
-

- ・ 現状の各部屋の課題を洗い出し、それがクリアできるものをめざす（新たな部屋が必要なら、それも盛り込む）のがわかりやすいのではないか。それで過大になるようなら、さらに議論し、適切な規模や経費におさめる。

-
- ・ 各室の設置やスペースについて、新たに設ける部屋、I C T対応に要するスペース、委員会室の狭隘の現状等、現在の約700㎡のスペースでは足りていないこと、さらに議員、職員、傍聴人に必要なゆとりを考えると、構造にもよるが840㎡以上は必要である。
 - ・ 議会フロアの構造や雰囲気も大事だが、議員のための広さではなく、まずは来られる方が感じる「ゆとり」。
 - ・ 休憩室と談話室の2つが必要なのか、更衣室は必要なのか再度検討して、必要な部屋と必要な広さを第5回で検討するべきである。

-
- ・ 議場・傍聴席についてはあらゆる障がい者にも対応可能な設備が望まれる。

-
- ・ 身体の障がい、妊娠中などの議員にとって、現在の議場は自席から質問台までの移動に負担がかかる場合もあるので、段差がないフロア、手すりをつけるなどバリアフリーの視点を設計に取り入れる。
 - ・ 議会運営委員会で議論が必要だが、採決の際に、着座のまま態度表明でき、各議員の態度が傍聴者に見えやすいようにモニターに表示されるなどの機能があってよいと思う。
 - ・ その他にも、議会運営に関わる具体的な項目は議会運営委員会の議会改革の議論が必要。
 - ・ 絨毯やソファなど内装は威厳のあるものにはせず、できるだけしきいを高く感じないような雰囲気にする。

-
- ・ 議場は災害対応も視野に入れフラットで、席・椅子などは可動式。
 - ・ 一般質問や討論など内容により、現状の質問席の形態を残しつつ対面式も可能なバランスのとれたレイアウトとする。(長野県飯田市議会)
 - ・ 委員会室も議場と同様に災害時対応を加味した環境整備が必要。
 - ・ 閉会中など未使用時の利用を可能とする。

-
- ・ 基本計画(交流空間や保育所跡地の活用)を受けて、庁舎全体配置の計画の中で、基本設計までに議会としての検討を行う。
 - ・ 議会として必要な機能配置(スペース、兼用できるものとできないもの、議場と委員会室の傍聴保障、控室や有権者との相談室など)の整理検討が必要。
 - ・ I C T化対応など議会の機能配置に沿っての検討。
 - ・ 議会事務局室・議会図書室・資料倉庫室などと市民・議員・事務局とスムーズに連動できる検討を行う。

(2) 議場

- ① 閉会中の多目的利用機能も検討する。(コンサート等)
 - ・ スペースの確保による。高層階であれば必要性があるのか疑問が残る。
 - ・ このことは、ぜひ、要検討である。
 - ・ 緊急時や災害時以外の利用は、セキュリティの面からも基本的には避けた方がよいのでは。
 - ・ 是非とも、議場の有効利用を考えられたい。
- ② 木目調の現在の落ち着いた雰囲気を継承し、できれば自然光を採り入れる開放的でゆとりを持ったスペースを確保する。
 - ・ 多目的使用を考えるのであれば、議場としての雰囲気のみならず、多目的スペースとしての雰囲気を作る必要がある。
- ③ 対面式の質問席を導入し、バランスのとれたレイアウトとする。
 - ・ 対面式を導入すべき。
 - ・ 質問形式は議会運営委員会で議論すべきなので、「椅子・机などは可動式で多様にレイアウトが変えられるようにする。」といった表現に修正すべきである。
 - ・ 将来に向けて、どちらでも行われるような配置を検討すればよい。
- ④ 議場出席者の視覚的な補助及び資料等を掲示しながら質問答弁等ができるよう大型モニターを導入する。
 - ・ モニターは理事者、議員の両者がしっかりと見られるよう配置する。
 - ・ 議会運営委員会での議論が必要なので、「導入する」ではなく「設置する」ととどめる。
- ⑤ 電子決裁システム(一般質問残時間表示なども含む)を導入する。
 - ・ 現在、一般質問に制限時間がないのでここで明記なくてもよいのでは。電子決裁システムが必要かどうかは検討だが、次項(Wi-Fi環境、電源コンセントなどを確保し、今後のICT展開にも備える。)に入れておいてはどうかと思う。
 - ・ 議会運営委員会での議論が必要。
- ⑥ Wi-Fi環境、電源コンセントなどを確保し、今後のICT展開にも備える。
 - ・ パワーポイント等の使用が可能になるように、接続端子を多様なものにする。

(3) 傍聴席

- ① 傍聴席は現在の数(50席)を最低限確保し、多方向から傍聴可能で、なるべく議論の場との段差をなくし、議場との一体感を持たせる。
 - ・ 全ての傍聴席にテーブルを用意する。議場とは一線を画すために階層を分けるべき。(傍聴者が議論に参加するものではない。)
 - ・ モニターを導入するなら、分けた方がよいと思う。(段差をなくせば、一体感を持たせる意味においては良いが、反面、議場に乱入する場合も考えられるので。)

- ② 傍聴者の視覚的な補助及び資料等を掲示しながら質問答弁等ができるよう大型モニターを導入する。
 - ・ 資料を掲示し、同時に内容の説明ができるモニターも必要。
 - ・ 議会運営委員会での議論が必要なので、「導入する」ではなく「設置する」ととどめる。
- ③ 建物入口から傍聴席までの動線をバリアフリーとする。
 - ・ ③④⑤は大きく「すべての障がい者に配慮した設計・設備が必要」という表現が良いと思う。
- ④ 傍聴席に車いす席を確保する。
 - ・ 必要である。
- ⑤ 磁気ループアンテナを設置する。
 - ・ 必要である。
 - ・ 自動翻訳機などの導入。
- ⑥ 傍聴者のための休憩や談話ができるフリースペース（湯茶施設含む）を設置する。
 - ・ 傍聴者専用のフリースペースは不要。議事堂全体でのフリースペースを傍聴者が利用できるように配置すべき。
 - ・ 傍聴者が議会休憩中、湯茶を飲めるスペース（応接室でもよい）があると良い。
 - ・ 傍聴者だけのスペースではなく、庁舎に來られた市民が利用できるフリースペースにするべきである。

（４） 委員会室

- ① 現状が狭隘なため、委員、職員、傍聴者、報道関係者の出入りが容易となるよう、ゆとりを持ったスペースを確保する。
 - ・ 委員会開催時での最大収容人数から逆算してスペースを取る。
 - ・ 是非とも、クリアせねばならない課題。
 - ・ 第1委員会室は、傍聴者20人位は入ることができ、報道機関や行政当局も十分入れるスペースを。
- ② セキュリティの観点から、委員、職員、傍聴者、報道関係者の動線はできるだけ分離する。
 - ・ 審議中の傍聴者の出入りのしやすさや非常時のために出入り口は複数必要だが、「セキュリティの観点から」の表現は不要。
- ③ デジタル音声機器（一人に1台のマイク）、映像配信機器（インターネット動画配信）、ネット環境（タブレット端末の持ち込み対応）、音声自動反訳装置、モニター画面なども合わせて整備もしくは今後の展開が可能な設備環境とする。
 - ・ 将来見据えて、可能な設備は必須。
 - ・ 自動翻訳機などの導入。

(5) 全員協議会室

- ① 委員会室以外に、全議員で会議できる場を確保する。
 - ・ 広い委員会室が確保できるのであれば、不要。
 - ・ 全員で委員会室が利用できるのであれば不要ではないか。
 - ・ 確保できればよいが、委員会室で対応できるスペースがあれば特に確保しなくてもよいのでは。
 - ・ 必要である。
- ② 委員会室と同程度の設備とする。
 - ・ 大きな委員会室があれば十分なので、不要。
 - ・ 必要である。
- ③ 災害時に全議員が集まり対応できる空間とする。
 - ・ 災害時に使用できるよう、委員会室に災害用設備が必要。
 - ・ 大きな委員会室があれば十分。
 - ・ 必要である。

(6) 正副議長室

- ① 来賓対応、応接が可能な設備を備える。
 - ・ 必要である。

(7) 議会応接室

- ① 来賓対応が可能な設備を備える。
 - ・ 来賓対応は正副議長室前に応接室があれば十分ではないのか。
 - ・ 豪華でなくとも必要性はあると感じる。
 - ・ 委員会室または正副議長室の利用が可能であるため、不要である。
 - ・ 応接室の位置づけは市民が相談に来られた時にも対応できる部屋へ。
 - ・ スペースの確保できればよいし、整えるにしても、簡易的なソファでよい。

(8) 議員控室

- ① 現状の面積は最低限確保し、各会派の所属人数に応じて割り振りができる柔軟に変更できる構造・設備とする。
 - ・ 市民の応対等から現状より広く確保する。会議が行いやすいよう、ホワイトボード等を設置する。
 - ・ 議員控室は議員政務活動ができる部屋とした位置づけでの広さを。
- ② 市民にわかりやすい配置とする。
 - ・ 提示案に賛同する。

- ③ 議場に隣接し、議場への出入りをスムーズにする。
- ・ 提示案に賛同する。

(9) 託児室・多目的室

- ① 傍聴者用の託児等のスペースとする。
- ・ 議会単独での託児所は不要。理事者との共同設置であれば可。
 - ・ 託児・市民相談など多目的に使用できる空間とすると修正が必要。
- ② 傍聴者利用時以外は、救護や打ち合わせ、市民相談等で使用できる空間とする。
- ・ 多目的会議室は必要。
 - ・ 議場と同じで、使用しないときは多目的に利用できることが望ましいと考える。
 - ・ 託児・市民相談など多目的に使用できる空間とすると修正が必要。

(10) 事務室

- ・ 現在どこが事務局かわかりにくいため事務局は議会フロアの入り口に設置できる構造がよい。

- ① 受付窓口カウンターを導入する。
- ・ 議事堂全体の入り口的場所に設置する。

- ② 湯茶対応設備を備える。
- ・ 必要である。

(11) 議会図書室

- ・ 市民対応が可能であり、貸出等スムーズに行うため、事務室と隣接しているのが望ましい。

- ① 配架スペースに加え、蔵書スペース、閲覧スペースを設置する。
- ・ 必要である。

- ② 市民対応（請願・陳情・情報公開等）できる場とする。
- ・ 必要である。

(12) トイレ

- ① フロア1か所は多目的トイレを設置する。
- ・ 必要である。

(13) 倉庫

- ① 議会用資料・用具を収められるスペースを設置する。
- ・ 必要である。

(14) 休憩室・更衣室

- ・ 議員用の休憩室・更衣室は不要。
- ・ 必要である。

(15) エントランス

① 議会 PR コーナーを設置する。

- ・ 必要である。

② 議会案内モニターを導入する。

- ・ 必要である。

(16) 喫煙ルーム

- ・ 不要。理事者サイドで設置すればよい。
- ・ 個人的には必要性はあるが、室内でなくても屋根さえあれば、屋外でもよいと思う。
- ・ 受動喫煙、3次喫煙の健康被害が問題にされている時期に公共施設である議事堂に禁煙室を設けることには賛成できない。
- ・ 必要である。

(17) 職員控室

① 議場、委員会室に隣接して対応・待機職員の控室を配置する。

- ・ 必要である。

② モニターの設置

- ・ 必要である。

■その他出された意見

〔各委員の意見〕 ※各委員に複数意見があるため、委員ごとに――で区切って示す。

- ・ どんなに良い庁舎を建てたとしても、横柄な態度をとる職員がひとりでもいたならば、それは、その市民にとっては、もう来たくない（利用しにくい、利用したくない）と庁舎となってしまいますので、職員すべての方が、やさしく、親切、丁寧に対応してくれること、即ち、ハード、ソフトの両面からワンランク上の行政サービスを行うことにより、市民からも利用しやすい市役所（庁舎）と言ってもらえるのではないかと思います。

-
- ・ 庁内・市民へのお知らせは、見栄えよく、整然としたものになるように。
 - ・ 高層階になるほど建築費用も掛かり周辺住民への日照権問題なども出てくるので、中層階とし、産文や保健センター機能は開田保育所跡地に建設を。
 - ・ 新庁舎の面積を減らし建設費の縮小を。